

あなたとわたしのパートナーシップ・プラン

(第4次大館市男女共同参画社会推進計画)

秋田県大館市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 基本理念・スローガン	2
4. 計画期間	2
5. 計画体系図	3

第2章 重点目標

1. 性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりの推進	4
2. 健康的に自分らしく暮らせる安全・安心な社会の実現	7
3. 男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化	11

第3章 計画の進行管理・推進体制

1. 進行管理	14
2. 推進体制	14
3. 市民・団体等との連携協力	14

資 料

○第3次大館市男女共同参画社会推進計画の 成果と目標数値に対する実績	15
○秋田県男女共同参画推進条例	20
○用語説明	25

1. 計画の趣旨

男女共同参画推進に向け、国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけました。また、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、各自治体においても、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の推進を図るため、積極的な取組を進めていくことが求められています。

秋田県においても、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例」を施行、令和3年3月には「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的・計画的な推進を図ってきました。

大館市では、令和3年4月に「あなたとわたしのパートナーシップ・プラン（第3次大館市男女共同参画社会推進計画）」を策定し、「市民が、それぞれ自分らしく生きるため、多様性を尊重し、お互いを認め合い、支えあい、『感謝、やさしさ、思いやり』の心で行動する社会を創ります。」を基本理念として、国や県と歩調をあわせた取組を行ってきました。

令和6年4月には本市の最上位計画となる「おおだて未来づくりプラン」の策定を行ったこと、また、令和7年秋までには国の第6次男女共同参画基本計画（令和8年度から令和12年度）及び秋田県の第6次男女共同参画推進計画（令和8年度から令和12年度）の方向性が明らかになったことから、国・県の動向や本市の現状を踏まえ、今後の男女共同参画をより総合的かつ効果的に推進するための新たな重点目標を定めた「あなたとわたしのパートナーシップ・プラン（第4次大館市男女共同参画社会推進計画）」について策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び平成27年9月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」の一体型の計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「第6次秋田県男女共同参画推進計画」の内容を勘案するとともに、本市の最上位計画である「おおだて未来づくりプラン」の個別計画として位置付け、他分野の関連計画と整合を図ります。

3. 基本理念・スローガン

一人ひとりの個性を尊重し、多様性を受容する社会づくり

4. 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化、国・県の動向等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画体系図

基本理念	重点目標	施策の方針
一人ひとりの個性を尊重し、多様性を受容する社会づくり	<p>1 性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりの推進（多様性を受容する取り組みの推進）</p>	<p>(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進</p> <p>(2) 男女ともに活躍できる環境づくりの推進</p> <p>(3) 地域社会における女性参画の推進</p>
	<p>2 健康的に自分らしく暮らせる安全・安心な社会の実現</p>	<p>(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶</p> <p>(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援</p> <p>(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援</p> <p>(4) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進</p>
	<p>3 男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化</p>	<p>(1) 多様性を受け入れる地域風土の醸成</p> <p>(2) 行政分野等における率先した取組の推進</p> <p>(3) 地域ネットワークの充実・強化</p>

1. 性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりの推進（多様性を受容する取り組みの推進）

性別に関わらず、互いの「多様性」を尊重しながら共に生きる社会を築くことは、将来の地域発展につながる大きな力として期待されるため、誰もが個性と能力を十分に発揮し、経済活動や地域活動などあらゆる分野において、活躍できる環境づくりが重要です。

また、企業等における職業生活と家庭生活の両立支援に向けた取組の促進や性別に捉われない多様なキャリアの選択など、誰もが活躍し続けられる職場づくりの一層の推進を図ります。さらに地域で活躍する人材の育成や多文化共生への理解促進を図ります。

○施策の方針と基本施策

（1）女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

企業における女性の活躍を推進します	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が生き生きと輝ける社会の実現に向けて、「えるぼし」認定制度を周知し、民間事業者における女性活躍を促します。 ・県の女性の活躍推進に取り組む企業への支援制度を周知し、利用の促進を図ります。 	
商工業・農業分野等あらゆる分野における男女共同参画を促進します	商工課 農政課 農業委員会 消防総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援の補助について、女性の新規創業を支援するため加算して補助します。 ・女性の農業及び農業関連業への就業を促進します。 ・農業分野での家族経営協定を促進します。 ・女性消防士の働ける庁内環境整備（仮眠室・トイレ等の設置）を推進します。 	
女性の活躍に向けた就労環境整備と雇用拡大を図ります	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田労働局と連携し、庁内に「活job おおだて」を設置し、女性の就職支援や仕事と家庭の両立支援を実施します。（平成29年4月 秋田労働局と大館市雇用対策協定を締結） 	
家族を育むとともに、母性・父性の役割の理解を高めるための学習の機会を提供します	健康課
<ul style="list-style-type: none"> ・ウエルカムベビークラスを開催します。 ・妊婦体験ジャケット、赤ちゃん人形の貸出しを行います。 	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
女性消防士の雇用人数	消防総務課	3人 (R7)	6人

【関連する計画】

「第3期大館市子ども・子育て支援事業計画」

(2) 男女ともに活躍できる環境づくりの推進

男女がともに働き続けられる環境整備に向けて、出産・育児・介護等の支援を進めます	企画調整課 長寿課 職員課 健康課 子ども課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女の区別なく若いうちから、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることができるよう、意識啓発に取り組めます。 ・男性の育児休業の取得を促進するため、安心して育児休業を取得できるような環境を整備します。 ・妊娠届出時に母性健康管理指導事項連絡カードを利用することで、出産や育児に関する負担軽減を図れる制度の周知を図ります。 ・「働くパパママ応援企業認定制度」及び「育児休業取得支援助成事業」を実施します。 ・家族やパートナーと家事や育児等を分担する「あきた♡とも家事」（秋田県）の取組の推進を図ります。 	

雇用の分野における差別の解消について啓発します	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田労働局と連携し、男女の賃金格差や雇用形態の区別などの解消に向け、関連法令が順守されるよう周知を図ります。また、秋田働き方改革支援センターと連携し、働き方改革相談会を開催します。 ・秋田労働局と連携し、各企業へパートタイム労働者の条件整備を促進します。 	

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を啓発します	企画調整課 商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等によりワーク・ライフ・バランスについて、積極的に情報提供を実施し、意識啓発を行います。 ・商工会議所等関係団体と連携し、各企業へのワーク・ライフ・バランスの周知及び働き方改革相談会の実施を行います。 	

男女が様々な生き方を認め合える学習の機会を提供します	企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに活躍できる職場づくりをめざした各種学習会やシンポジウムなどへの積極的な参加を促進します。 	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
男女共同参画セミナー等の開催回数	企画調整課	2回	3回
働くパパママ応援企業認定	子ども課	51箇所 (R7)	60箇所 (※暫定)
待機児童数の解消	子ども課	0人 (R7)	0人 (R11)
一時預かり事業の実施	子ども課	11施設 (R7)	11施設 (R11)

【関連する計画】

「女性活躍推進法による特定事業主行動計画」

「第3期子ども・子育て支援事業計画」

(3) 地域社会における女性参画の推進

まちづくり、地域活動など、様々な分野における女性の参加機会を拡充するための環境整備に努めます	全課共通
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会やワークショップなど女性が参加しやすい環境をつくれます。 ・地域活動の拠点づくりを推進します。 	

地域づくりや地域活動など幅広い分野における女性の参画を進めます	企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> ・県、団体、企業などと連携し、幅広い分野における女性の人材情報の収集に努めます。 ・女性の人材の積極的活用に向け、必要とする機関への情報提供を行います。 	

2. 健康的に自分らしく暮らせる安全・安心な社会の実現

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力やハラスメント等は男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題であることから、根絶に向けた取組を進めます。

また、生涯にわたり健康を保持・増進できるよう、性差に配慮しながら発達段階に対応した健康づくりや、高齢者、障がい者等の自立生活と介護予防の推進など、ライフステージに応じた取組を進めるほか、生活上の困難を抱えるひとり親家庭等に対する支援体制の強化を図ります。

さらに、男女共同参画の視点を取り入れた体制づくりのため、防災・災害対応における女性の参画を進めます。

○施策の方針と基本施策

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

DV（配偶者や恋人からの暴力）、いじめ、虐待、ハラスメント、性犯罪などの撲滅に向けた働きかけ及び支援体制を強化します	企画調整課 健康課 福祉課 子ども課 学校教育課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ DV、いじめ、虐待等に対する相談支援体制の強化充実と関係機関の連携強化を図ります。 ・ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）を推進し、健全な育児環境の確保に努めます。 ・ 児童虐待の早期発見や未然防止の取組を推進します。（各種健診・教室及び相談でのチェックリストの活用やアンケートの実施） ・ 児童生徒の状況を正しく把握し、疑義のあるときは関係機関に相談するなど、児童生徒を支援する態勢を継続します。 ・ 大館市少年相談センターの業務として、いじめ等困りごとに対する相談活動を行います。 	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
こども家庭センター（子ども家庭支援員等、子どもに関する専門職の配置）	子ども課	6人 (R7)	6人 (R11)

【関連する計画】

「第3期子ども・子育て支援事業計画」

(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

生涯にわたり健康で充実した生活を送れるよう男女の健康づくりを図ります	健康課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査を実施し、受診率の向上を目指します。 ・ 健康教育（健康づくり講座）と健康相談を実施します。 	
健康な母体づくりの支援のため妊婦健康診査や妊婦相談など、妊婦教育の充実を図ります	健康課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の意義の啓発と受診勧奨を実施します。 ・ 健康教室等での情報提供のほか、パンフレットなどでの啓発活動に努めます。 	
児童の健全育成を図ります	子ども課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健事業の実施による児童の健全育成の充実を図ります。 	
高齢者・障がい者等が安心して生活できる環境の整備を図ります	福祉課 都市計画課 建築住宅課 土木課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心のバリアフリーに関する事業を実施し、市民のバリアフリーに関する意識啓発に努めます。 ・ 市営住宅の建て替えや修繕時に、トイレや階段への手すりの設置など高齢者・障がい者の生活に配慮した設計を実施します。 ・ 住民要望に寄り添ったバリアフリーまちづくりを進めます。 ・ 歩道の段差の解消を進め、高齢者、障がい者の移動の安全性の向上を図ります。 	
高齢者が自立して元気に生活を続けられる社会づくりを図ります	長寿課 健康課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が安心して元気に生活が続けられるよう地域包括支援センター、居宅介護事業者等関係機関と連携を図ります。 ・ 通いの場づくり事業等高齢者福祉サービスの充実を図ります。 ・ 健康に関する情報提供に努めます。 ・ 後期高齢者の健康診査を実施します。 	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
特定健診受診率の向上	健康課	38.5%	41.0% (R11)
介護予防・通いの場づくり事業の実施団体数	長寿課	41 団体	70 団体
地域共生の居場所（地域の茶の間）支援事業の実施団体数	長寿課	4 団体	6 団体
シニアいきいきポイント事業の参加者	長寿課	46 人	90 人

【関連する計画】

「第3期大館市子ども・子育て支援事業計画」

「第2期大館市子ども未来応援計画」

「第3次健康おおだて21」

「第2次大館市住生活基本計画」

「大館市バリアフリーマスタープラン」

「第4期特定健康診査等実施計画」

「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」

「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」

(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援

多様な保育サービスを提供します	子ども課
<ul style="list-style-type: none"> ・一時、病児、病後児、延長、休日、障害児保育などの多様な保育サービスを実施し、特別保育事業の充実を図ります。 	
子育てに関する相談業務の充実を図ります	子ども課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園へ子育て相談室を設置し、相談窓口の充実を図ります。 ・ホームページや広報などを活用し、子育て情報の提供に努めます。 	
地域における子育てサービスの充実を図ります	子ども課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所地域活動事業の実施により、地域の子育て機能の向上と就学前教育の活性化を図ります。 ・子育てサークル活動を支援します。 	

ひとり親家庭への支援を行います	子ども課 健康課 建築住宅課
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への相談指導により自立を支援します。 ・各種健診や教室、相談を通じた情報提供と不安の解消を支援します。 ・市営住宅の住居抽選において、低所得のひとり親家庭の抽選確率を上げて優先性を持たせます。 	

ひきこもりの方への支援を行います	健康課
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの方が、社会とのつながりを構築するための足掛かりとして、相談機能を備えた集いの場の整備を推進します。 	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
病児保育	子ども課	2箇所 (R7)	2箇所 (R11)

【関連する計画】

「第3期大館市子ども・子育て支援事業計画」

「第2期大館市子ども未来応援計画」

(4) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

防災における女性の参画機会を拡充するための環境整備に努めます	危機管理課 消防総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性消防団の認知度を高め、地域防災活動の活性化を図ります。 ・防災の分野における男女共同参画意識の啓発を行います。 	

女性の視点を取り入れた避難所の設置・運営に取り組みます	危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営委員会等への女性の参画を促進し、多様な意見が反映される運営体制を整えます。 ・プライバシーの確保、授乳、更衣スペースの設置、防犯対策など、性別や年齢に応じたニーズに配慮した避難所の整備に努めます。 	

【関連する計画】

大館市地域防災計画

3. 男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消や、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るほか、地域の課題解決等にあたり男女共同参画の視点が活かされるよう、地域における団体や個人の地域活動を支援します。

市においては、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するなど、率先した取組を進めることにより、誰もが働きやすい職場づくりを企業や団体等に波及させます。また、男女共同参画関連団体との地域ネットワークの形成を図ります。

○施策の方針と基本施策

(1) 多様性を受け入れる地域風土の醸成

職場、家庭、地域など様々な場における社会制度や慣行について、性別による役割分担とならないよう見直しを進めます	全課共通 企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発を実施します。 ・多様性の尊重について、意識啓発に努めます。 	
男女共同参画に関する情報を定期的に提供します	企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報を広報やホームページに掲載します。 	
関係機関との連携により、男女の関係や結婚・出産などについての慣習・慣行を家庭の中から見直す学習の機会を提供し、男女平等意識を醸成します	企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する啓発講座を開催します。 ・セミナーやワークショップを開催します。 	
家事・育児・介護などの生活技術の取得を支援しながら、家庭内の固定的な役割分担の見直しを図ります	健康課 企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援などについての様々な相談に応じながら、一方に負担がかからないよう家庭内の役割分担の見直しを図ります。 ・家族やパートナーと家事や育児等を分担する「あきた♡とも家事」（秋田県）の取組の推進を図ります。（再掲） 	

児童生徒に対しては、性別にとらわれない配慮をし、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります	学校教育課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活において、教員が児童生徒に対して配慮するとともに、男女共同参画の趣旨に触れる機会を設定します。 ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の業務の中で性別にとらわれない配慮を行います。 	

地域において多様な生き方が選択できる環境づくりをめざした地域活動・生涯学習の充実を図ります	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、地域活動、生涯学習の場としての活用を促進します。 	

指標名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(再掲) 男女共同参画セミナー等の開催回数	企画調整課	2回	3回

(2) 行政分野等における率先した取組の推進

各種審議会、委員会に女性を積極的に登用し、その比率を高めるとともに、女性の視点からの意見が十分反映される施策づくりを進めます	全課共通
<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員のいない委員会・審議会の解消に向けた取組を進めます。 	

各分野における、女性の人材育成と活用を図ります	全課共通
<ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程への女性自身の参画意識を高めるため、教育、学習の場での情報提供に努めます。 	

職場における男女の固定的な役割が無いかどうか、また、男女共同参画の視点にたった行政施策かどうかを検証します	全課共通
<ul style="list-style-type: none"> ・職場、行政施策における男女共同参画について意識するよう努めます。 	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
各種委員会・審議会への女性委員登用率	企画調整課	31.0%	34.5%
男性市職員の育児休業取得率	職員課	56.5%	85.0%

【関連する計画】

「次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画」

(3) 地域ネットワークの充実・強化

女性リーダーならびに女性団体の育成・交流機会の確保・連携を進めます	企画調整課
・男女共同参画センター等関係機関と連携し、女性リーダー及び女性団体育成のための講座を開催し、交流機会を創出します。	

指 標 名	担当部署	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(再掲) 男女共同参画セミナー等の開催回数	企画調整課	2回	3回

1. 進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、現状や問題点について把握し、この計画の定期的な進行管理を行います。

(1) 計画の継続的評価と見直し

適切な指標を設定し、進捗状況を検証します。さらに、検証結果を施策に反映していきます。

(2) 数値目標の設定による取組の強化

数値目標は計画期間中、市の総合計画等を踏まえ随時見直していきます。

(3) 市役所内部の取組強化

市役所内部での取組が市民や事業者の取組の参考事例となるよう、積極的な姿勢が求められていることから、政策決定過程における女性の参画促進や、家庭生活等と両立しやすい職場づくり等について、より一層の推進を目指し、施策を展開します。さらに、このような取組を全庁的なものとし、着実な推進を確保します。

2. 推進体制

行政が率先して役割を果たすため、庁内において男女共同参画推進計画にある具体的な取組について、進行管理を行い、計画の実行性の確保に留意しながら効率的、効果的な推進を図ります。

3. 市民、団体等との連携協力

パートナーシップ社会を形成するためには、行政のみならず、市民すべてが主体的に取り組める環境づくりが求められます。そのため、市民はじめ、県、他市町村、教育機関、企業、男女共同参画センター、NPO、各種団体など（以下「関係機関等」という。）と連携・協力しながら積極的な取組を図ります。

(1) 関係機関等との連携協力

男女共同参画を推進する関係機関等との連携を強化しその支援に努めます。

(2) パートナーシップ・プランの周知と情報交換

市のホームページなどあらゆる機会を通じてパートナーシップ・プランの周知を図るとともに、関係機関等との情報交換の機会を拡充します。

1. あらゆる分野における女性の活躍推進

(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

[成 果]

- ・令和6年度は、6月「LGBTQセミナー（市共催）」、12月「男女共同参画セミナー（市主催）」を開催し、性的マイノリティの基礎知識や取り巻く環境、町内会における男女共同参画の事例について周知を図りました。（企画調整課）
- ・男女共同参画月間にあわせて、広報にて周知し、意識啓発をおこないました。（企画調整課）
- ・関係団体を通じた周知のうえ、働き方改革相談会を開催し、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図りました。（商工課）
- ・「えるぼし」認定制度のセミナーを開催するなど、認定取得に向けた取り組みを推進しました。（商工課）
- ・創業支援補助金の申請のあった女性に対し、加算制度を設けるなど女性による創業促進を図りました。（商工課）
- ・女性の就業者が多い産地直売所について、補助事業等の支援を実施し、経営基盤の強化やイベント等活躍する機会創出を図りました。また、女性の新規就農を促進し、農業分野へ女性の地域おこし協力隊を4名採用したほか、ほ場作業等を含めた就業環境の改善支援を図りました。（農政課）
- ・女性消防職員に対応した庁舎が2カ所となり、職場環境の整備を図りました。（消防総務課）
- ・育児休業取得者（大館市職員）による経験談等を若手職員に紹介するなど意識啓発をおこなった結果、男性の取得率が16.2ポイント上昇しました。（R6に対するR7見込み）。（職員課）
- ・大館市内の事業所が子育て中の従業員に対し、仕事と子育ての両立支援を積極的に推進する取り組みを市が認定する「働くパパママ応援企業認定制度」や「育児休業取得支援助成事業」について、市のホームページへの掲載や企業に対する制度の周知をおこない、子育てに温かい社会づくりの機運の醸成を図りました。（子ども課）

指 標 名	担当部署	現状値 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R7)
男女共同参画セミナー等の開催回数	企画調整課	1回	4回	2回 (R6)
働くパパママ応援企業認定	子ども課	44箇所	55箇所	51箇所
待機児童数の解消	子ども課	21人	0人	0人
女性消防士の雇用人数	消防総務課	1人	4人	3人

(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

[成 果]

- ・「活 job おおだて」において、子育て女性や母子家庭の母等の就労支援をおこないました。(商工課)
- ・ウエルカムビークラスを令和6年度より4クラスに分けて実施しました。(健康課)
 - <こころクラス>4回実施
受講者 妊婦：29人 妊婦以外：13人
 - <からだクラス>4回実施
受講者 妊婦：26人 妊婦以外：10人
 - <だっこクラス>4回実施
受講者 妊婦：33人 妊婦以外：23人
 - <おふろクラス>6回実施
受講者 妊婦：52人 妊婦以外：47人
- ・妊婦体験ジャケット、赤ちゃん人形の貸出しをおこないました。(健康課)
R6実績：1件(市内小学校へ貸出)

(3) 地域社会における女性の参画拡大

[成 果]

- ・公立保育園等で地域活動事業を実施や地域子育て支援拠点支援事業を実施し、女性の参加機会を拡充するための環境づくりに努めました。(子ども課)
- ・女性消防団員は、高齢者宅の訪問や施設の避難訓練の補助、子供防災教室を開催しており各方面からの依頼があります。女性団員で組織する15分団の分団長は、県消防協会消防団活性化推進チームの委員でもあり、県内で開催のワークショップ等でも活躍しています。(消防総務課)
- ・地域防災計画において、避難所運営への女性等の参画と配慮等について記載し、対応を図りました。(危機管理課)
- ・令和6年12月「男女共同参画セミナー(市主催)」セミナーを開催しました。御坂町内会における男女共同参画の事例で、町内会に女性が参画することで生まれた変化などについて周知を図りました。(再掲)(企画調整課)

2. 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

[成 果]

- ・障害者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携しながら障害者虐待に随時対応できる体制を整備しています。(福祉課)

- ・令和7年4月大館市こども家庭センターを設置し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握や情報の提供、相談対応を行い、支援体制の強化を図っています。(子ども課)
- ・保健師による概ね生後4か月までの乳児のいる全家庭へ訪問を実施しました。(健康課)
R6実績 対象数(世帯):229
訪問件数:229(訪問率100%)
- ・各種健診等の受診者アンケートで虐待リスクの高い家庭については、家庭環境や養育状況の把握に努め、見守り体制の強化を図っています。(健康課)

指標名	担当部署	現状値 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R7)
こども家庭センター(子ども家庭支援員等、子どもに関する専門職の配置)	子ども課	0人	5人	6人

(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

[成果]

- ・がん検診のWeb予約を導入、休日の健診など受診しやすい体制を整え、令和元年度と比較し受診率の向上が図られました。(健康課)
- ・健康寿命の延伸をテーマとした出前講座、健診結果に関する健康相談等を実施し、正しい知識の普及・健康意識の向上に取り組みました。(健康課)
R6年度実績 健康教育21回2,538人 健康相談104回196人
- ・妊娠届出時に妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査の必要性について説明し、受診票を配布しました。(健康課)
R6妊娠届出状況:221件
- ・大館市子ども・家族支援ネットワークにおいて要保護児童等の適切な保護や支援を図るため「要保護児童対策地域協議会」を設置し、適切な運営を図っています。(子ども課)
- ・障がい者サポーター養成講座として、障害を理解するための講座を開催し、心のバリアフリーの啓発を図りました。(福祉課)
- ・バリアフリー基本構想において、大館駅舎のバリアフリー整備を始め、歩行空間の改善に努めました。(都市計画課)
- ・国の検討会の意見を反映した仕様に基づいたバリアフリー化を行う民間事業者に対して補助事業を創設しており、令和7年度は1件の申請を受理しました。(建築住宅課)
- ・令和6年度は定期的に地域包括支援センター連絡会を10回開催し、情報交換や困難事例対応の研修会を実施しました。居宅介護支援事業所連絡会を1回開催し、研修や事例検討を実施し、関係機関との連携に努めました。(長寿課)

- ・令和6年度は通いの場づくり事業、地域の茶の間支援事業、シニアいきいきポイント事業を実施し、それぞれ41団体参加、4団体参加、46人登録の実績となり、高齢者の外出機会の増加が図られました。(長寿課)
- ・令和6年度実績 健康教育16回377人 健康相談6回28人。健康教育や健康相談の場を利用して、フレイル予防等の健康情報の提供に努めました。(健康課)
- ・後期高齢者の健康診査、後期高齢者歯科健康診査を継続して行い、健康に関する支援に取り組みました。(健康課)

指 標 名	担当部署	現状値 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R7)
がん検診受診率(胃がん)の向上	健康課	7.4%	60.0%	6.5% (R6)
がん検診受診率(大腸がん)の向上	健康課	18.0%	60.0%	17.6% (R6)
がん検診受診率(子宮がん)の向上	健康課	17.5%	60.0%	34.5% (R6)
がん検診受診率(乳がん)の向上	健康課	15.5%	60.0%	42.0% (R6)
がん検診受診率(肺がん)の向上	健康課	12.9%	60.0%	14.3% (R6)
特定健診受診率の向上	健康課	28.5%	37.0%	38.5% (R6)

(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援

[成 果]

- ・保護者の働き方や保育ニーズに合わせた、延長保育、病児保育などの多様なサービスを実施し、働きながら子育てしやすい環境を整えました。(子ども課)
- ・市の子育て応援ポータルサイト「おおだて子育てねっと」を活用し、子育て情報の提供を図りました。(子ども課)
- ・各サークルの事業の掌握に努め、「おおだて子育てカレンダー」の市ホームページへの掲載、子育て支援関連施設への配布等、広報活動の支援に努めました。(子ども課)
- ・ひとり親家庭が抱える様々な相談に応じ、自立に必要な情報提供や指導を行い、自立の促進と生活の安定を図りました。(子ども課)
- ・令和6年度市営住宅申込者21世帯のうち6世帯をひとり親家庭として抽選優先し入居支援をおこないました。(建築住宅課)
- ・居場所「よりどころ」の周知により、利用者の増加がみられます。

R6年度居場所「よりどころ」利用実績 延べ309人

指 標 名	担当部署	現状値 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R7)
病児保育	子ども課	3箇所	2箇所	2箇所

3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

(1) 人権の尊重と理解促進

[成 果]

- ・令和6年度は、6月「LGBTQセミナー（市共催）」、12月「男女共同参画セミナー（市主催）」を開催し、性的マイノリティの基礎知識や取り巻く環境、町内会における男女共同参画の事例について周知を図りました。（再掲）（企画調整課）
- ・妊娠届出時のパンフレット配布や、ウエルカムベビークラスでの講話において、父親の育児参加についての理解の促進に努めました。（健康課）
- ・子どもから高齢者までを対象とした事業を実施したほか、障がい者のための生涯学習を提供するなど、あらゆる属性に対応した活動の場を設けるよう努めました。（生涯学習課）

(2) 行政分野等における率先した取組の推進

[成 果]

- ・市内の事業所が子育て中の従業員に対し、仕事と子育ての両立支援を積極的に推進する取組みを市が認定する「働くパパママ応援企業認定制度」や「育児休業取得支援助成事業」について、市のホームページへの掲載や企業に対する制度の周知をおこない、子育てに温かい社会づくりの機運の醸成が図られました。（再掲）（子ども課）
- ・大館市新規採用職員研修（後期）において、あきたF・F推進員による講義を実施、17名が受講し、男女共同参画への理解を深めました。（職員課）

指 標 名	担当部署	現状値 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R7)
男性の育児休業取得率	職員課	13.0%	16.0% (R6)	72.7%
各種委員会・審議会への女性委員登用率	企画調整課	26.2%	32.0%	28.7% (R6)

(3) 地域ネットワークの充実・強化

[成 果]

- ・令和6年度は、6月「LGBTQセミナー（市共催）」、12月「男女共同参画セミナー（市主催）」を開催し、性的マイノリティの基礎知識や取り巻く環境、町内会における男女共同参画の事例について周知を図りました。（再掲）（企画調整課）

秋田県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 基本的施策（第7条 - 第15条）

第3章 性別による人権侵害の禁止（第16条）

第4章 苦情の処理（第17条・第18条）

第5章 秋田県男女共同参画審議会（第19条 - 第23条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

ニ 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。)をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者(次条において「県民等」という。)は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員(以下「苦情調整員」という。)を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べるができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第21条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第7条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を「交通安全対策会議の委員及び専門委員・男女共同参画審議会の委員」に改める。

用語説明

あきた♡とも家事

家族やパートナーが性別に関わらず家事・育児を共に担う取組です。固定的な男女の役割分担意識を見直し、女性に偏りがちな家事・育児への男性の参画や企業による職場環境づくり等を通じて、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指し、令和6年12月に秋田県知事により「あきた♡とも家事」宣言がおこなわれました。

アンコンシャス・バイアス

過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方や捉え方です。

えるぼし

女性活躍推進法に基づいて、女性の活躍を推進している企業を認定する制度です。（厚生労働省実施。）

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を掲げ、行政（国・地方公共団体）と事業主それぞれが果たすべき責務を定めた法律で、平成27年9月4日法律第64号として、公布、施行されました。

ハラスメント

相手の意に反する言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響力を与えたりすること。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者だけではなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全てのバリア（障壁）の除去という意味で用いられています。

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。

企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、業務の効率化による生産性の向上など、企業経営でもメリットがあるとされています。

あなたとわたしのパートナーシップ・プラン

(第4次大館市男女共同参画社会推進計画)

発行 大館市

編集 大館市総務部企画調整課

住所 〒017-8555 大館市字中城20番地

TEL 0186-43-7027 FAX 0186-49-1198

大館市ホームページ <https://www.city.odate.lg.jp>

e-mail:kikaku@city.odate.lg.jp